

貸借対照表

(2 0 2 4 年 3 月 3 1 日 現在)

株式会社ドコモCS九州

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現 金 及 び 預 金	19	買 掛 金	779
売 掛 金	2,138	リ ー ス 債 務	37
未 収 入 金	1,164	未 払 金	1,364
貯 蔵 品	29	未 払 費 用	1,305
前 渡 金	42	未 払 法 人 税 等	198
前 払 費 用	128	前 受 金	20
預 け 金	1,619	預 り 金	88
未 成 工 事 支 出 金	21	そ の 他 の 流 動 負 債	0
そ の 他 の 流 動 資 産	3		
流 動 資 産 合 計	5,162	流 動 負 債 合 計	3,791
固 定 資 産		固 定 負 債	
有 形 固 定 資 産		リ ー ス 債 務	90
建 物	728	退 職 給 付 引 当 金	2,353
構 築 物	6	資 産 除 去 債 務	242
機 械 及 び 装 置	3	そ の 他 の 固 定 負 債	13
車 両 及 び 船 舶	0		
工 具 、 器 具 及 び 備 品	334	固 定 負 債 合 計	2,699
土 地	1,540	負 債 合 計	6,490
リ ー ス 資 産	130		
有 形 固 定 資 産 合 計	2,740	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産		株 主 資 本	
ソ フ ト ウ ェ ア	50	資 本 金	30
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	32	資 本 剰 余 金	
		そ の 他 資 本 剰 余 金	33
		資 本 剰 余 金 合 計	33
無 形 固 定 資 産 合 計	83	利 益 剰 余 金	
投 資 そ の 他 の 資 産		利 益 準 備 金	8
繰 延 税 金 資 産	1,270	そ の 他 利 益 剰 余 金	
前 払 年 金 費 用	187	繰 越 利 益 剰 余 金	3,646
保 証 金 等	765	(うち当期純利益)	999
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計	2,221	利 益 剰 余 金 合 計	3,653
固 定 資 産 合 計	5,043	株 主 資 本 合 計	3,716
資 産 合 計	10,206	純 資 産 合 計	3,716
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	10,206

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品のうち、ドコモ商品については先入先出法による原価法、その他については個別法による原価法によっています。なお、収益性が低下した棚卸資産については、帳簿価格を切り下げています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっています。

なお、耐用年数については見積り耐用年数、残存価額については実質残存価額によっています。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっています。

なお、耐用年数については見積り耐用年数によっています。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

定額法によっています。

なお、耐用年数についてはリース期間、残存価額については零としています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しています。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

なお、数理計算上の差異については、発生年度に全額を費用処理しています。

また、過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数にわたって定額法により費用処理しています。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については工事完成基準を適用しています。なお、工事進行基準を適用する工事の当事業年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっています。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税は、税抜方式によっています。

ただし、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税につきましては、全額費用として処理しています。

- (2) グループ通算制度の適用
グループ通算制度を適用しています。